様式第二十八号　その一（特定家畜人工授精用精液等のうち家畜人工授精用精液）

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書
（特定家畜人工授精用精液等のうち家畜人工授精用精液）

年　月　日提出

都道府県知事　殿

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、　年１月１日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

１　家畜人工授精所の管理番号：
２　家畜人工授精所の名称及び所在地：
３　家畜人工授精所の業務の別：
４　前年12月31日時点の保存数量：
５　家畜人工授精所の運営の状況

（単位：本）	年 １月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	合計
生産数量													
譲受数量													
譲渡数量													
利用数量													
廃棄又は亡失した数量													
月末時点の保存数量													
備考													

（日本産業規格Ａ４）

備考
１　年は西暦で記載すること。
２　３の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
　１　家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
　２　家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
　３　家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
　４　家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
　５　家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
３　生産数量及び利用数量には、容器に収められ、封を施した特定家畜人工授精用精液等のうち家畜人工授精用精液の本数を記入すること。
４　譲受数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等のうち家畜人工授精用精液の搬入を含む。
５　譲渡数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等のうち家畜人工授精用精液の搬出を含む。
６　備考の欄には、亡失した特定家畜人工授精用精液等のうち家畜人工授精用精液を発見したときなど各項目に該当しないものについてその事由と数量を記載すること（例：亡失した精液の発見　＋２）。

様式第二十八号　その二（特定家畜人工授精用精液等のうち家畜受精卵）

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書
（特定家畜人工授精用精液等のうち家畜受精卵）

年　月　日提出

都道府県知事　殿

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、　年１月１日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

１　家畜人工授精所の管理番号：
２　家畜人工授精所の名称及び所在地：
３　家畜人工授精所の業務の別：
４　前年12月31日時点の保存数量：
５　家畜人工授精所の運営の状況

（単位：本）			年 １月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	合計
生産数量	家畜体内受精卵														
	家畜体外受精卵	生体由来													
		とたい由来													
譲受数量															
譲渡数量															
利用数量															
廃棄又は亡失した数量															
月末時点の保存数量															
備考															

（日本産業規格Ａ４）

備考
１　年は西暦で記載すること。
２　３の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
　１　家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
　２　家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
　３　家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
　４　家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
　５　家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
３　生産数量及び利用数量には、容器に収められ、封を施した特定家畜人工授精用精液等のうち家畜受精卵の本数を記入すること。
４　譲受数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等のうち家畜受精卵の搬入を含む。
５　譲渡数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等のうち家畜受精卵の搬出を含む。
６　備考の欄には、亡失した特定家畜人工授精用精液等のうち家畜受精卵を発見したときなど各項目に該当しないものについてその事由と数量を記載すること（例：亡失した受精卵の発見　＋２）。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の家畜改良増殖法施行規則第四十九条第一号の規定は、令和九年一月一日以降の期間に係る報告について適用する。